

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総務企画局企画課保険企画室）

制 度 名	生命保険料控除制度の拡充																																																																											
税 目	所得税																																																																											
要 望 の 内 容	<p>所得税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を 5 万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を 15 万円とすること。</p> <p>※ 平成 24 年の改組により介護医療保険について新たに保険料控除が設けられたところ、利用率は 20.1%（平成 24 年）から 41.8%（平成 27 年）に順調に上昇している。</p> <p style="text-align: center;">（給与所得者数に占める割合（%））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>76.0</td> <td>76.2</td> <td>76.1</td> <td>75.8</td> <td>75.0</td> <td>74.3</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.1</td> <td>30.0</td> <td>36.9</td> <td>41.8</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>15.8</td> <td>15.0</td> <td>15.6</td> <td>16.5</td> <td>16.4</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>77.3</td> <td>77.3</td> <td>76.9</td> <td>77.1</td> <td>76.8</td> <td>76.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）</p> <p>※ 介護医療保険に係る一人あたりの所得控除額については、1.8 万円（平成 24 年）から 2.8 万円（平成 27 年）に上昇し、制度全体でみても平成 24 年以降増加に転じている。</p> <p style="text-align: center;">（一人当たりの保険料控除額（万円））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.8</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>4.8</td> <td>4.8</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>5.5</td> <td>5.5</td> <td>5.9</td> <td>6.2</td> <td>6.4</td> <td>6.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（出典：国税庁「民間給与実態統計調査」）</p>							平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	一般生命	76.0	76.2	76.1	75.8	75.0	74.3	介護医療	—	—	20.1	30.0	36.9	41.8	個人年金	15.8	15.0	15.6	16.5	16.4	16.7	全体	77.3	77.3	76.9	77.1	76.8	76.6		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	一般生命	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	介護医療	—	—	1.8	2.4	2.6	2.8	個人年金	4.8	4.8	4.6	4.6	4.5	4.5	全体	5.5	5.5	5.9	6.2	6.4	6.5
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年																																																																					
	一般生命	76.0	76.2	76.1	75.8	75.0	74.3																																																																					
	介護医療	—	—	20.1	30.0	36.9	41.8																																																																					
	個人年金	15.8	15.0	15.6	16.5	16.4	16.7																																																																					
	全体	77.3	77.3	76.9	77.1	76.8	76.6																																																																					
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年																																																																					
	一般生命	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2																																																																					
	介護医療	—	—	1.8	2.4	2.6	2.8																																																																					
	個人年金	4.8	4.8	4.6	4.6	4.5	4.5																																																																					
全体	5.5	5.5	5.9	6.2	6.4	6.5																																																																						
平年度の減収見込額					▲49,700 百万円																																																																							
（制度自体の減収額）					（ — 百万円）																																																																							
（改正増減収額）					（ — 百万円）																																																																							

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 私的保障を支援・促進する生命保険料控除制度の拡充により、国民の自助努力を喚起することで、自助・自立のための環境整備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 少子高齢化の急速な進展等により、社会保障制度の見直しが進められていく中で、国民が安心できる生活保障の水準を確保するために、公的保障とともに私的保障の重要性が高まって^(※1)いる。また、ライフスタイルの変化により、生命保険のカバーする領域は広がっており、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことが求められている^(※2)。</p> <p>このため、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充する必要がある。</p> <p>(※1) 必要な費用について「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>遺族保障</td> <td>70.0%</td> </tr> <tr> <td>医療保障</td> <td>51.4%</td> </tr> <tr> <td>介護保障</td> <td>82.7%</td> </tr> <tr> <td>老後保障</td> <td>79.9%</td> </tr> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」)</p> <p>(※2) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抜粋） (自助・自立のための環境整備等) 第二条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、<u>個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入</u>その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。</p> <p>2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、<u>自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。</u></p>		遺族保障	70.0%	医療保障	51.4%	介護保障	82.7%	老後保障	79.9%
遺族保障	70.0%									
医療保障	51.4%									
介護保障	82.7%									
老後保障	79.9%									
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施							
		政策の達成目標	少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。							
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。							
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)							
政策目標の達成状況	—									

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約 3,819 万人</p> <p>※ 平成 27 年民間給与所得者数^(注) 4,348 万人 うち生命保険料控除適用者数 3,123 万人 (71.8%) → 制度拡充後 (見込) 3,290 万人 (75.7%) (注) 年末調整対象者のみ</p> <p>平成 27 年申告所得者数 633 万人 うち生命保険料控除適用者数 502 万人 (79.4%) → 制度拡充後 (見込) 529 万人 (83.6%) (出典：国税庁「平成 27 年分民間給与実態統計調査」及び「平成 27 年分申告所得税標本調査」)</p>																	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込み。</p>																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																	
	要望の措置の妥当性	<p>少子高齢化の急速な進展等により、国民一人ひとりに対して、より一層の自助努力が求められている一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が 30 歳未満の若年層においては、加入率が急速にかつ大幅に低下している^(※1)。また、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われ、公的保障を補完しているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、望ましいと考える死亡保険金額に比べておよそ 6 割程度となっている^(※2)。</p> <p>このため、今後、若年層を中心に国民全体の私的保障の準備不足が懸念されるところ、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものと考えられる。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p> <p>(※1) 生命保険の世帯加入率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 9 年</th> <th>平成 15 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>低下幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 歳未満</td> <td>88.6%</td> <td>71.4%</td> <td>60.5%</td> <td>66.3%</td> <td>▲22.3pt</td> </tr> <tr> <td>全年齢</td> <td>93.0%</td> <td>89.6%</td> <td>86.0%</td> <td>83.1%</td> <td>▲9.9pt</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成 27 年度 生命保険に関する全国実態調査」)</p>		平成 9 年	平成 15 年	平成 21 年	平成 27 年	低下幅	30 歳未満	88.6%	71.4%	60.5%	66.3%	▲22.3pt	全年齢	93.0%	89.6%	86.0%	83.1%
	平成 9 年	平成 15 年	平成 21 年	平成 27 年	低下幅														
30 歳未満	88.6%	71.4%	60.5%	66.3%	▲22.3pt														
全年齢	93.0%	89.6%	86.0%	83.1%	▲9.9pt														

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		<p>(※2) 遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> <th>必要な保障金額 (平均)</th> <th>実際の加入金額 (平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>2,957 万円</td> <td>1,793 万円</td> <td>1,312 万円</td> <td>794 万円</td> </tr> <tr> <td>20 歳代</td> <td>2,885 万円</td> <td>1,127 万円</td> <td>1,904 万円</td> <td>823 万円</td> </tr> <tr> <td>30 歳代</td> <td>3,990 万円</td> <td>2,069 万円</td> <td>1,452 万円</td> <td>914 万円</td> </tr> <tr> <td>40 歳代</td> <td>3,460 万円</td> <td>2,396 万円</td> <td>1,471 万円</td> <td>849 万円</td> </tr> <tr> <td>50 歳代</td> <td>2,961 万円</td> <td>2,224 万円</td> <td>1,329 万円</td> <td>904 万円</td> </tr> <tr> <td>60 歳代</td> <td>2,000 万円</td> <td>1,062 万円</td> <td>881 万円</td> <td>582 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「平成 28 年度 生活保障に関する調査」)</p>		男性		女性		必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	全体	2,957 万円	1,793 万円	1,312 万円	794 万円	20 歳代	2,885 万円	1,127 万円	1,904 万円	823 万円	30 歳代	3,990 万円	2,069 万円	1,452 万円	914 万円	40 歳代	3,460 万円	2,396 万円	1,471 万円	849 万円	50 歳代	2,961 万円	2,224 万円	1,329 万円	904 万円	60 歳代	2,000 万円	1,062 万円	881 万円	582 万円
		男性		女性																																					
		必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)	必要な保障金額 (平均)	実際の加入金額 (平均)																																				
	全体	2,957 万円	1,793 万円	1,312 万円	794 万円																																				
	20 歳代	2,885 万円	1,127 万円	1,904 万円	823 万円																																				
	30 歳代	3,990 万円	2,069 万円	1,452 万円	914 万円																																				
	40 歳代	3,460 万円	2,396 万円	1,471 万円	849 万円																																				
	50 歳代	2,961 万円	2,224 万円	1,329 万円	904 万円																																				
	60 歳代	2,000 万円	1,062 万円	881 万円	582 万円																																				
	租税特別措置の適用実績	<p>【給与所得者数に占める割合※ (%)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>76.2</td> <td>76.1</td> <td>75.8</td> <td>75.0</td> <td>74.3</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>—</td> <td>20.1</td> <td>30.0</td> <td>36.9</td> <td>41.8</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>15.0</td> <td>15.6</td> <td>16.5</td> <td>16.4</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>77.3</td> <td>76.9</td> <td>77.1</td> <td>76.8</td> <td>76.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p>		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	一般生命	76.2	76.1	75.8	75.0	74.3	介護医療	—	20.1	30.0	36.9	41.8	個人年金	15.0	15.6	16.5	16.4	16.7	全体	77.3	76.9	77.1	76.8	76.6									
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年																																			
一般生命	76.2	76.1	75.8	75.0	74.3																																				
介護医療	—	20.1	30.0	36.9	41.8																																				
個人年金	15.0	15.6	16.5	16.4	16.7																																				
全体	77.3	76.9	77.1	76.8	76.6																																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>【一人当たりの保険料控除額※ (万円)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>—</td> <td>1.8</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>4.8</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>5.5</td> <td>5.9</td> <td>6.2</td> <td>6.4</td> <td>6.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)</p> <p>※納税者を対象として算定</p>		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	一般生命	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2	介護医療	—	1.8	2.4	2.6	2.8	個人年金	4.8	4.6	4.6	4.5	4.5	全体	5.5	5.9	6.2	6.4	6.5										
		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年																																			
一般生命	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2																																				
介護医療	—	1.8	2.4	2.6	2.8																																				
個人年金	4.8	4.6	4.6	4.5	4.5																																				
全体	5.5	5.9	6.2	6.4	6.5																																				
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約 7 割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答^(※1)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。</p>																																								
	<p>(※1) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>質問</th> <th>回答</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td> <td>新規加入・増額をしたい</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td> <td>32.3%</td> </tr> <tr> <td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>加入・増額は行わない</td> <td>27.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日経リサーチ「平成 29 年 生保関連税制に関するアンケート調査」)</p> <p>また、回答者の約 7 割が生命保険料控除制度の拡充が自助努力の促進にながると考えており^(※2)、制度拡充は自助努力の喚起を推し進めるものとして有効である。</p>	質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	12.1%	新規加入・増額を前向きに検討したい	32.3%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	27.8%	加入・増額は行わない	27.8%																												
質問	回答	回答割合																																							
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	12.1%																																							
	新規加入・増額を前向きに検討したい	32.3%																																							
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	27.8%																																							
	加入・増額は行わない	27.8%																																							

		<p>(※2) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果</p> <table border="1" data-bbox="552 174 1465 338"> <thead> <tr> <th>質問</th> <th>回答</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生命保険料控除制度における控除限度額が拡充されたとすれば、自助努力の促進につながると思うか。</td> <td>非常にそう思う</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>そう思う</td> <td>54.5%</td> </tr> <tr> <td>そう思わない</td> <td>21.6%</td> </tr> <tr> <td>全くそう思わない。</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日経リサーチ「平成29年 生保関連税制に関するアンケート調査」)</p> <p>これらのことから、生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる私的保障の促進が見込まれ、国民の自助努力の支援に寄与すると見込まれる。</p>	質問	回答	回答割合	生命保険料控除制度における控除限度額が拡充されたとすれば、自助努力の促進につながると思うか。	非常にそう思う	16.4%	そう思う	54.5%	そう思わない	21.6%	全くそう思わない。	7.5%
質問	回答	回答割合												
生命保険料控除制度における控除限度額が拡充されたとすれば、自助努力の促進につながると思うか。	非常にそう思う	16.4%												
	そう思う	54.5%												
	そう思わない	21.6%												
	全くそう思わない。	7.5%												
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。</p>												
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成24年に一般生命・介護医療・個人年金の3つの控除からなる制度に改組された(平成23年までは生命・個人年金の2つの控除)。 本要望については、平成27年度税制改正より継続して要望している。</p>												